

第1章 教育行政

第1節 県教育委員会

第2節 市町村等教育委員会

第3節 企画・統計・広報広聴・国際交流

第1節 県教育委員会

1 平成23年度教育行政の概要

(1) 宮城県教育基本方針

未来を望み
志高く生きる
心身ともに健やかな人間の形成と
互いの絆を大切に
潤いのあるふるさとづくりをめざし

たくましさやさしさを培う学校
学びと生きがいにみちた地域社会
かおり高い芸術文化
感動と活力あるスポーツ
を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める

(2) 平成23年度教育施策

1

学ぶ力と自立する力の育成

児童生徒の発達段階に応じ「学ぶことの意義」の理解を促しながら、勤労観や職業観を涵養し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能のさらなる定着を進め、主体的に考え、判断し、課題を解決する力を育成する。

また、幼稚園や保育所等における就学前の教育の充実や小学校との円滑な接続等に向けた取組を進める。

さらに、今日的課題に関する学習を通して、激しく変化する社会を生き抜くための力を育成する。

このため、次の施策を行う。

- 1 小・中・高等学校を通じた「志（こころざし）教育」の推進
- 2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長
- 3 幼児教育の充実
- 4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
- 5 時代の要請に応えた教育の推進

2

豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

自然や歴史、文化等の教育資源を活用した様々な学習活動等を通じて、コミュニケーション能力の育成や言語活動の充実を図るとともに、社会の中で他者と協調しながら共に生きるために必要な実践的な態度、資質等を育成する。

いじめや不登校等の問題を解消するため、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制づくりに取り組むとともに、不登校児童生徒への支援体制を充実させる。

また、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るための基礎的な体力・運動能力の向上を図るとともに、自然災害等の危機を乗り越える知識・能力を養う。

このため、次の施策を行う。

- 1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援
- 2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上
- 3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成
- 4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成
- 5 心身の健康を保つ学校保健の充実

3

障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

発達障害を含めた障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる環境づくりや特別支援学校の狭隘化への対応に努める。

また、障害のある子どもが在籍する特別支援学校以外の学校等に対して、特別支援学校や関係機関が連携して相談・支援を行う体制を整備するとともに、障害のある子どもの就労に向けた支援を推進する。

このため、次の施策を行う。

- 1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- 2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

4

信頼され魅力ある教育環境づくり

教育をめぐる様々な課題に対応し、教育水準を向上させるため、総合的に教員の指導力及び資質の向上を図るとともに、家庭や地域社会との連携を進めるため、開かれた学校づくりを推進する。

また、時代や社会の変化に対応するため県立高校において「主体的に生き抜く力」と「人と関わる力」の育成に重点を置いた学校づくりや条件整備等を行うとともに、子どもたちが安心して学べるよう学習環境の充実に努める。

私立学校へは、その役割を踏まえた支援を行う。

このため、次の施策を行う。

- 1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進
- 2 開かれた学校づくりの推進
- 3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立
- 4 教職員を支える環境づくりの推進
- 5 県立高校の改革の推進
- 6 学習環境の整備充実
- 7 私学教育の振興

5

家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

家庭は、子どもの健全な育成の基盤であることから、家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供、地域で支援する人材の養成等

を通じて家庭の教育力の向上を図る。

また、地域住民、企業、NPO等の参画を得て、社会体験等の機会の充実のほか、防災、防犯等子どもの安全の確保に取り組む。

さらに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を認識し、連携しながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進める。

このため、次の施策を行う。

- 1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり
- 2 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり
- 3 子どもたちの体験活動の推進

6

生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

県民だれもが、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、学習機会の提供、その成果を生かす機会の充実及び生涯学習指導者の育成等に努める。

また、文化芸術活動の担い手のすそ野を広げるため、青少年を対象に優れた芸術の鑑賞機会を充実させるとともに、創作・研究等の創造的な活動を支援するため、発表や交流の場を提供する。

さらに、郷土の伝統的な文化芸術や文化財の保存、継承を図り、文化芸術による地域づくりを目指す。

いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる県民総スポーツ社会の実現に努めるとともに、競技スポーツ選手の計画的かつ継続的な指導強化を図る。

このため、次の施策を行う。

- 1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進
- 2 文化財の保護と活用
- 3 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実
- 4 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

2 教育委員会の会議

(1) 委員会の構成

- 委員長 大村 虔一 団体役員 (H19. 10. 13～H23. 10. 12)
 // 勅使瓦正樹 会社役員 (H20. 10. 12)H23. 10. 14～
 ※H20. 10. 12 から委員任命
- 委員 佐々木悦子 医師 (H18. 7. 1～)
 (委員長職務代行第1順位:H21. 10. 14～)
 // 勅使瓦正樹 会社役員 (H20. 10. 12～)
 (委員長職務代行第2順位:H20. 10. 12～H23. 10. 13)
 ※H23. 10. 14 から委員長就任
- // 庄子 晃子 大学教授 (H23. 10. 13～)
 (委員長職務代行第2順位:H23. 10. 13～)
- // 佐竹えり子 作家 (H21. 10. 12～)
- // 青木 八州 会社役員 (H22. 10. 12～)
- // 小林 伸一 教育長 (H20. 4. 1～H24. 3. 31)
- (// 高橋 仁 教育長 (H24. 4. 1～))

(2) 会議

第 815 回から第 826 回までの定例会の議事は次のとおりである。

- 第 815 回 (4 月 19 日 (火))
 (議事なし)
- 第 816 回 (5 月 17 日 (火))
 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について、高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について
- 第 817 回 (6 月 27 日 (月))
 職員の人事について、学校教育法施行細則の一部改正について、教育財産管理規則の一部改正について、宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について、高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について、宮城県産業教育審議会委員の人事について、高等学校入学者選抜審議会委員の人事について、宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について
- 第 818 回 (7 月 15 日 (金))
 職員の人事について
- 第 819 回 (8 月 12 日 (金))
 職員の人事について、平成 24 年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について、宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について、東北歴史博物館協議会委員の人事について
- 第 820 回 (9 月 14 日 (水))
 第 333 回宮城県議会議案に対する意見について、教育功績者表彰について、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について、職員の人事について、東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について
- 第 821 回 (10 月 20 日 (木))
 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、職員の人事について、県立特別支援学校学則の一部改正について、宮城県立高等学校学則の一部改正について、県立中学校学則の一部改正について
- 第 822 回 (11 月 16 日 (水))
 教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について、宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価の結果について、宮城県生涯学習審議会委員の人事について
- 第 823 回 (12 月 20 日 (火))
 教育功績者表彰について、職員の人事について
- 第 824 回 (1 月 17 日 (火))
 宮城県美術館協議会委員の人事について
- 第 825 回 (2 月 15 日 (水))

第 335 回宮城県議会議案に対する意見について、県立学校の管理に関する規則の一部改正について、教育職員の免許状に関する規則の一部改正について、宮城県社会教育委員の人事について

○第 826 回 (3 月 15 日 (木))

宮城県教育委員会教育長の任命について、職員の人事について、教育功績者表彰について、宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について、宮城県文化財保護審議会委員の人事について、東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について、宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

(参考)

定例会の開催	12回	
規則の制定及び改正		13件
人事関係		26件
その他		4件

3 教育委員会の組織 (P 5 図参照)

(1) 教育庁

教育委員会事務局の名称を教育庁と称し、教育庁を分けて本庁と地方機関とに区別している。

イ 本庁

総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、特別支援教育室、高校教育課、施設整備課、スポーツ健康課、生涯学習課及び文化財保護課の 9 課 2 室に分かれ、班 40 チーム 2、職員数 253 人 (派遣社教主事 (11)、秋田派遣 (1) 含む) である。

ロ 地方機関

教育事務所 (7 事務所) 及び多賀城跡調査研究所がある。教育事務所は、総務、教育の 2 班からなり、職員数は 136 人、多賀城跡調査研究所は 6 人である。

教育事務所の所管区域 (24. 3. 31 現在)

事務所名	所在地	所管区域
大河原	大河原町	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙台	仙台市	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡、宮城郡、黒川郡
北 部	大 崎 市	大崎市、加美郡、遠田郡
北 部 栗 原	栗 原 市	栗原市
東 部 登 米	登 米 市	登米市
東 部	石 巻 市	石巻市、東松島市、牡鹿郡
南 三 陸	南 三 陸 町	気仙沼市、本吉郡

(2) 教育機関

教育委員会が所管する教育機関としては、教育研修センター、特別支援教育センター、図書館、美術館、松島自然の家、蔵王自然の家、志津川自然の家及び東北歴史博物館のほか県立学校 90 校と海洋総合実習船がある。これらに勤務する職員数は、学校職員 5,255 人、海洋総合水産実習船 21 人、学校以外の教育機関に関する職員数は 171 人である。

(3) 附属機関

教育委員会からの諮問に応ずるため、法律、条例により設置されている附属機関は次のとおり。

() は委員数

教育委員会指定管理者選定委員会 (5) 教育振興審議会 (20) 県立高等学校将来構想審議会 (20) 教科用図書選定審議会 (20) スポーツ振興審議会 (14) 指導力不足等教員審査委員会 (8) 産業教育審議会 (12) 高等学校入学者選抜審議会 (16) 障害児就学指導審議会 (20) 生涯学習審議会 (10) 社会教育委員 (13) 図書館協議会 (8) 美術館協議会 (19) 文化財保護審議会 (10) 多賀城跡調査研究委員会 (9) 東北歴史博物館協議会 (16)

(4) 管理委託している公の施設

条例の規定により団体に管理を委託している公の施設としては、婦人会館、宮城野原公園総合運動場、第二総合運動場、総合運動公園、サッカー場、仙南総合プール、長沼ボート場、ライフル射撃場がある。

(5) 専門委員

法令又は教育委員会規則などによって設置されている専門委員としては、銃砲刀剣登録審査委員（4人）がある。

4 条例・規則・訓令

平成23年度中に制定又は改正された教育委員会関係の条例、教育委員会規則及び教育委員会訓令の概要は次のとおりである。

- (1) 宮城県条例 9件
 - (2) 宮城県教育委員会規則 17件
 - (3) 宮城県教育委員会訓令 9件
- } (P 6～7 参照)

5 教育関係公益法人・公益信託

(1) 概要

県教育委員会が所管している公益法人及び公益信託の概要は、次のとおりである。

教育関係の公益法人及び公益信託数（24. 3. 31現在）

主 な 目 的	公 益 法 人			公 益 信 託
	財 団	社 団	計	
育英奨学	9	0	9	8
学校後援	10	0	10	
社会教育・文化活動の振興	11	3	14	
体育・スポーツの普及振興	6	4	10	
教育関係会館経営	3	1	4	
その他	8	5	13	
計	47	13	60	8

(2) 指導・監督

公益法人及び公益信託の業務の適正を期するため所管法人・信託に対して一般的な指導監督を行うとともに、26法人の業務及び財産の状況について検査を実施し、現地指導を行った。

6 表彰

多年教育の振興に貢献された教育関係者の表彰式を行ったが、平成23年の表彰者は次のとおりである。

(1) 教育功績者表彰（平成23年11月2日）

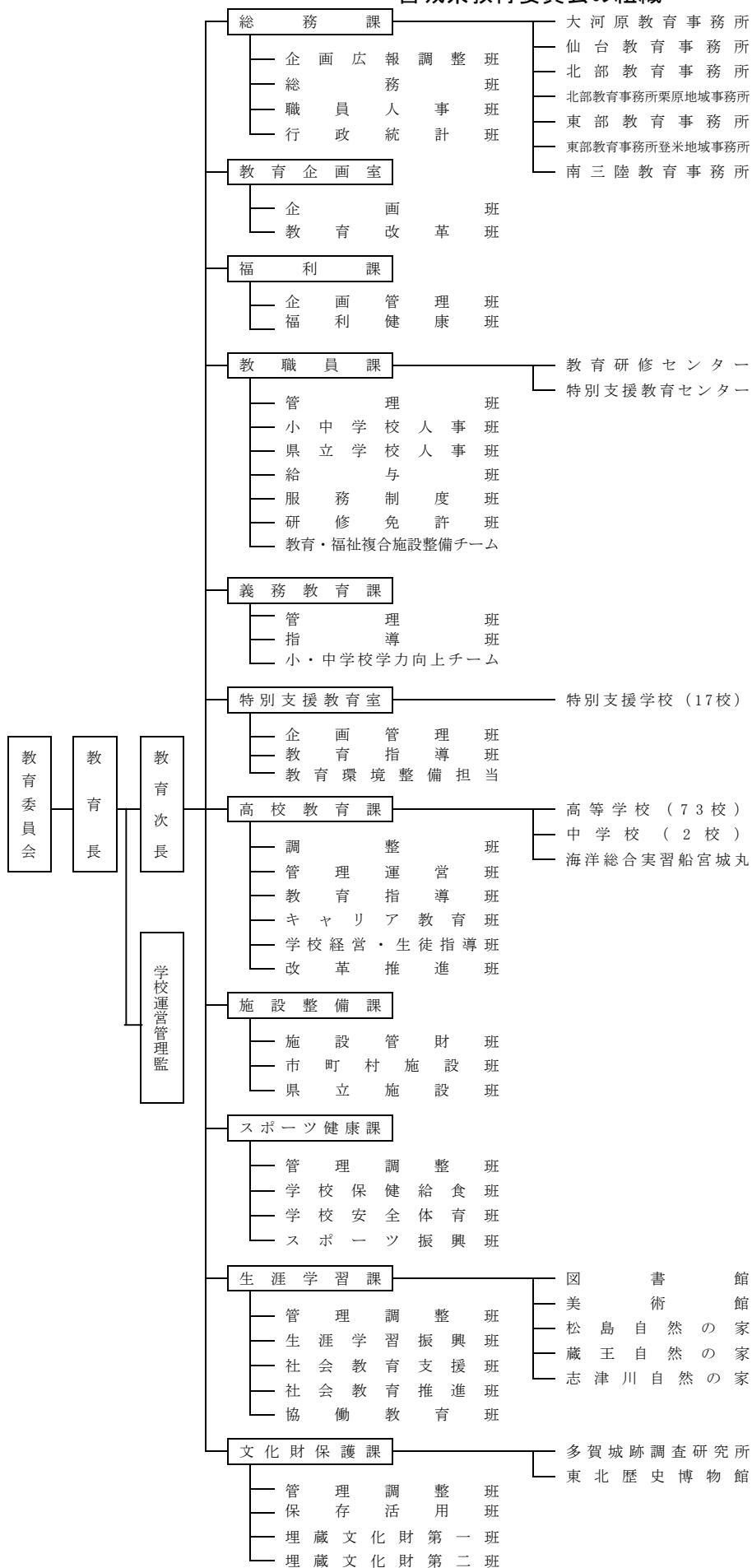
- 個人 56名
- 団体 3団体

(2) 永年勤続者表彰（平成23年12月26日）

- 小学校 202名
- 中学校 118名
- 県立学校 202名
- 事務局等 25名

宮城県教育委員会の組織

(平成24. 3. 31現在)



指定管理者に管理を行わせている施設

- 婦人会館
- 宮城野原公園総合運動場
- 第二総合運動場
- 総合運動公園
- サッカー場
- 仙南総合プール
- 長沼ボート場
- ライフル射撃場

平成23年度条例

公 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
23. 6. 27	宮城県条例 第88号	高等学校等育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例	経済的困難な生徒の就学機会を確保するため、高等学校等育英奨学資金の貸付の要件とされる保証人の設置を不要とする改正を行ったもの。	公布日施行
23. 6. 27	宮城県条例 第89号	高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の受入に伴い、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の設置目的に幼児、児童、生徒への就学及び修学支援を加える改正を行ったもの。	公布日施行
23. 10. 20	宮城県条例 第101号	スポーツ推進審議会条例	スポーツ振興法が名称を含めて全面改正され、スポーツ基本法が施行されたことから、同法に基づく新規条例を制定したもの。	公布日施行
23. 10. 25	宮城県条例 第102号	県立学校条例の一部を改正する条例	県立高等学校(1校 美田園高等学校)を追加したもの。	24. 4. 1施行
23. 12. 28	宮城県条例 第120号	県立学校条例の一部を改正する条例	「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る入学者選抜手数料等の特例」により、入学金を免除する規定を定めているが、平成23年度限りとなっていることから、平成24年度の免除規定を追加したもの。	24. 4. 1施行
24. 3. 23	宮城県条例 第11号	高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例」の失効期日を平成24年3月31日から平成27年3月31日に改正したもの。	公布日施行
24. 3. 23	宮城県条例 第4号	図書館協議会条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)の施行に伴い、宮城県図書館協議会設置条例の全部を改正し、図書館法に規定された委員の任命基準等を規定したもの。	24. 4. 1施行
24. 3. 23	宮城県条例 第5号	美術館協議会条例の一部を改正する条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)の施行に伴い、博物館法に規定された委員の任命基準等を規定したもの。	24. 4. 1施行
24. 3. 23	宮城県条例 第6号	歴史博物館協議会条例の一部を改正する条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)の施行に伴い、博物館法に規定された委員の任命基準等を規定したもの。	24. 4. 1施行

平成23年度規則

公 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
23. 5. 27	教育委員会 規則第6号	高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	奨学資金の償還猶予の特例について規定したもの。	公布日施行 23. 3. 11から適用
23. 6. 24	教育委員会 規則第7号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	就職支援専門監及び学校運営管理監の追加等、所要の改正を行ったもの。	23. 7. 1施行
23. 6. 27	教育委員会 規則第8号	宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	公布日施行
23. 6. 27	教育委員会 規則第9号	高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	高等学校等育英奨学資金貸付条例の一部改正に伴い、字句を改める等、所要の改正を行ったもの。	公布日施行
23. 6. 28	教育委員会 規則第10号	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	市町村立幼稚園の設置、廃止及び設置者の変更に係る各様式について、字句を改めるとともに、様式中の文言整理を行ったもの。	公布日施行
23. 6. 28	教育委員会 規則第11号	教育財産管理規則の一部を改正する規則	自動販売機の設置に係る教育財産の貸付規定の追加等、所要の改正を行ったもの。	公布日施行
23. 7. 15	教育委員会 規則第12号	高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	東日本大震災の被災者への奨学資金貸付規定等を追加したもの。	公布日施行 改正規定は 23. 4. 1から施行
23. 10. 20	教育委員会 規則第13号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	宮城県スポーツ推進審議会の設置に伴い、別表の改正を行ったもの。	公布日施行
23. 10. 21	教育委員会 規則第14号	県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	県立特別支援学校の収容定員の改正を行ったもの。	24. 4. 1施行
23. 11. 1	教育委員会 規則第15号	宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則	県立高等学校の収容定員の改正及び美田園高等学校の開校に伴う所要の改正を行ったもの。	24. 4. 1施行

23. 11. 1	教育委員会 規則第16号	県立中学校学則の一部を改正する規則	仙台二華中学校の収容定員の改正を行ったもの。	24. 4. 1施行
23. 12. 28	教育委員会 規則第17号	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則	題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改める等、所要の改正を行ったもの。	24. 4. 1施行 題名の改正規定等は公布日施行
24. 2. 24	教育委員会 規則第1号	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則	教育職員免許条授与(交付)証明書等の様式を、改めたもの。	24. 3. 1施行
24. 3. 9	教育委員会 規則第2号	県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則	防災主任に関する規定を追加したことに伴い、所要の改正を行ったもの。	24. 4. 1施行
24. 3. 23	教育委員会 規則第3号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	美田園高等学校の開校及び所管施設の指定管理者の変更に伴い、所要の改正を行ったもの。	24. 4. 1施行
24. 3. 23	教育委員会 規則第4号	宮城県図書館協議会規則を廃止する規則	図書館協議会条例が制定され、同条例に宮城県図書館協議会規則の条項が引継がれたことから、同規則を廃止したもの。	24. 4. 1施行
24. 3. 23	教育委員会 規則第5号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	スポーツ健康課所管法人が公益移行することに伴い、法人の名称を改めたもの。	24. 4. 1施行

平成23年度訓令

公 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
23. 5. 31	教育委員会 訓令甲第2号	情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令	県の全機関に適用される情報セキュリティに関する規程の制定に伴い、県教委制定の規程を廃止したもの。	23. 6. 1施行
23. 5. 31	教育委員会 訓令甲第3号	情報セキュリティに関する規程	県の全機関に適用される情報セキュリティに関する規程が制定されたもの。	23. 6. 1施行
23. 6. 28	教育委員会 訓令甲第4号	事務決裁規程の一部を改正する訓令	教育財産の貸付開始、市町村立幼稚園の設置廃止等に係る事務が事前届出制に改められたこと及び決裁権限の見直し等に伴い、所要の改正を行ったもの。	公布日施行
23. 6. 28	教育委員会 訓令甲第5号	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令	教育財産管理規則が一部改正され、教育財産の貸付に係る規定が追加されたことに伴う所要の改正等を行ったもの。	公布日施行
23. 12. 28	教育委員会 訓令甲第6号	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令	別表中の文言「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改めたもの。	公布日施行
24. 3. 23	教育委員会 訓令甲第1号	地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	美田園高等学校の開校に伴い、別表に同校の文書記号を追加したもの。	24. 4. 1施行
24. 3. 30	教育委員会 訓令甲第2号	事務決裁規程の一部を改正する訓令	市町村立義務教育諸学校の学級編成について、市町村教委から県教委への協議が廃止され、事後の届出制に改められたことに伴い、所要の改正を行ったもの。	24. 4. 1施行
24. 3. 30	教育委員会 訓令甲第3号	宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令	L G W A N電子文書交換システムの終了に伴い、不要となる規程上の文言を削除する改正を行ったもの。	24. 4. 1施行
24. 3. 30	教育委員会 訓令甲第4号	地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	L G W A N電子文書交換システムの終了に伴い、不要となる規程上の文言を削除する改正を行ったもの。	24. 4. 1施行

第2節 市町村等教育委員会

1 組織

(1) 教育委員会数

平成23年4月1日現在の教育委員会数は39で、内訳は、13市(政令指定都市1市を含む。)、21町、1村、4一部事務組合の教育委員会である。このうち、一部事務組合に係るものは、「仙南地域広域」、「黒川地域」、「大崎地域広域」及び「気仙沼・本吉地域広域」の各行政事務組合の教育委員会である。

(2) 教育委員

平成23年4月1日現在の教育委員(教育長たる委員を除く。)の総数は154人となっている。

ア 年齢構成

60歳以上は83人(53.9%)であり、次いで50歳代41人(26.6%)、40歳代28人(18.2%)、30歳代2人(1.3%)の順となっている。

イ 男女別構成

男性が98人(63.6%)、女性は56人(36.4%)となっている。

ウ 職業別構成

無職65人(42.2%)、専門的・技術的職業従事者4人(2.6%)、農林・漁業従事者13人(8.5%)、管理的職業従事者15人(9.7%)、販売・サービス従事者6人(3.9%)、教員等7人(4.6%)、会社・団体役員15人(9.7%)、医師5人(3.2%)、神職・僧侶等7人(4.6%)、その他17人(11.0%)となっている。

エ 保護者である委員の割合

保護者である委員のいる教育委員会は33教育委員会(84.6%)であり、保護者である委員の数は44人(28.6%)となっている。

(3) 教育長

平成23年4月1日現在の教育長は37人で、うち一部事務組合の教育長(4人)は市町村の教育長と兼務であり、以下の統計からは除いている。※市町村及び一部事務組合の教育長に欠員各1人あり

ア 年齢構成

60歳以上が37人(100%)となっており、全員が60歳以上である。

イ 職歴別構成

教職員出身者が37人(100%)となっている。

ウ 学歴別構成

大学卒が37人(100%)となっている。

エ 在職年数別構成

在職年数0~1年が7人(18.9%)、1~2年が6人(16.2%)、2~4年が11人(29.8%)、4~6年が5人(13.5%)、6~8年が1人(2.7%)、8~10年が2人(5.4%)、10年以上が5人(13.5%)となっている。

オ 給与月額別構成

平成23年4月の給与月額(本俸と管理職手当の合計額)は、50万円以下が9人(25.0%)、50万円から60万円の間が16人(44.4%)、60万円以上が11人(30.6%)となっている。

※1 教育委員会は非公表

(4) 事務局職員

平成23年4月1日現在の事務局職員の総数は、1,126人で、その内訳は、事務・技術職員が988人(87.7%)で最も多く、次いで社会教育主事及び派遣社会教育主事64人(5.7%)、指導主事及び充て指導主事47人(4.2%)、単純労務職員27人(2.4%)となっている。

2 指導・助言・援助

県教育委員会と市町村等教育委員会は、相互に連携協力し、教育行政の向上発展に寄与していかなければならない使命を負っている。県教育委員会では、このような認識の下、市町村等教育委員会に対して必要な調査、指導及び援助を行っているところであり、平成22年度は次のとおり実施した。

(1) 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議

当面する教育行政の諸問題について研究協議及び情報交換を行い、本県における教育施策の普及徹底を図るとともに、県・市町村間における連携の緊密化を図り、もって適切な教育行政の執行に努めた。

期 日 平成23年4月26日

会 場 宮城県自治会館(仙台市)

参 加 者 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長

県教育委員会教育長・教育次長・各課室長等 90人

(2) 市町村教育委員・教育長研修会

市町村教育委員会の組織・運営の活性化及びそれぞれの地域の特性を活かした主体的・自主的な教育施策の展開に資するため、市町村教育委員会の教育委員及び教育長を対象に宮城県市町村教育委員会協議会との共催により実施した。

期 日 平成24年2月6日

会 場 県庁講堂

参 加 者 市町村教育委員会委員・教育長等 152人

研修内容 「教育行政施策の動向」

(3) 市町村等教育委員会新任委員実務研修会

今後の教育委員としての円滑な職務の遂行及び活動の充実に資するため、教育委員会制度その他の地方教育行政の組織及び運営等に関する基本的事項について、市町村教育委員会の新任委員を対象に実施した。

期 日 平成24年2月6日

会 場 県庁(行政庁舎)第2入札室

参 加 者 市町村等教育委員会委員等 24人

研修内容 「教育委員会制度の概要について」

講 師 教育庁総務課職員

第3節 企画・統計・広報広聴・国際交流

1 教育企画

(1) 「宮城県教育振興基本計画」の推進

「みやぎ新時代教育ビジョン」の策定後10年余りが経過し、見直しの時期に入ったこと、また、平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい教育の理念が示されるとともに、地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められたことなどから、本県における教育を総合的かつ計画的に進めていくための教育振興基本計画を平成22年3月に策定した。

計画では、本県の教育の目指すべき姿及びそれを実現するための目標を達成するため、実施する主な施策を6つの基本方向に分け、全部で26の取組を実施することとし、そのうち11の取組については重点的取組として特に力を入れて推進することとしている。

なお、本計画の策定と合わせて、施策の着実な推進を図るため、実施する具体的な事業等を示す第1期アクションプラン（平成22年度～平成25年度）を策定し、本計画の推進を図った。

平成23年度は、「宮城県教育振興基本計画」に基づき引き続き教育施策を展開するとともに、特に東日本大震災からの本県教育の復興に向け、平成23年10月に策定された「宮城県震災復興計画」との一体性に配慮し、被災した児童生徒に対する就学支援や心のケア等に取り組んだほか、被害を受けた学校や社会教育・体育施設の早期復旧、被災地区の学校を中心とした人的体制の強化等の適正な教育環境の確保、防災教育の推進について重点的に取り組んだ。

基本方向	取組	第1期アクションプラン掲載主要事業等 〔平成23年度重点事業〕
1 学ぶ力と自立する力の育成	1 小・中・高等学校を通じた「志（こころざし）教育」の推進 【重点的取組1】	・志教育支援事業 ・進路達成支援事業 ・就職支援システム改善モデル事業 ・みやぎクラフトマン21事業 ・産業人材育成重点化モデル事業 ・新規高卒未就職者対策事業 ・県立高等学校キャリアアドバイザー事業 ・循環型社会に貢献できる産業人材育成事業
	2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組2】	・基本的生活習慣定着促進事業 ・小中学校学力向上推進事業 ・学力向上サポートプログラム事業 ・高等学校学力向上推進事業 ・進学拠点校学力向上事業
	3 幼児教育の充実	・「学ぶ土台づくり」普及啓発事業 ・幼・保・小連携推進事業 ・幼稚園等新規採用教員研修事業 ・被災幼児就園支援事業
	4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進	・実践的英語教育充実支援事業
	5 時代の要請に応えた教育の推進	・循環型社会に貢献出来る産業人材育成事業(再掲)
2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成	1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援 【重点的取組3】	・豊かな体験活動推進事業 ・教育相談充実事業 ・高等学校スクールカウンセラー活用事業 ・総合教育相談事業 ・登校支援ネットワーク事業 ・みやぎアドベンチャープログラム事業 ・生徒指導支援事業 ・学校復興支援対策教職員加配事業
	2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 【重点的取組4】	・みやぎの子ども体力運動能力充実プロジェクト事業 ・部活動用備品整備事業
	3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成	・学校安全教育推進事業 ・防災教育等推進者研修事業
	4 食に関心をもち、元気な子どもの育成	・はやね・はやおき・あさごはん推奨運動(再掲)
	5 心身の健康を保つ学校保健の充実	・学校・地域保健連携推進事業 ・学校保健研修事業

3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進	1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 【重点的取組5】	・特別支援教育システム整備事業 ・特別支援教育地域支援推進事業 ・特別支援教育研修充実事業 ・医療的ケア推進事業 ・発達障害早期支援事業 ・被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 ・特別支援学校校舎改築事業
	2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援	・障害児(者)相談支援事業
4 信頼され魅力ある教育環境づくり	1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 【重点的取組6】	・教職員キャリア・アップ・プログラム事業
	2 開かれた学校づくりの推進 【重点的取組7】	・学校評価事業 ・時代に即した学校経営支援事業 ・特別非常勤講師制度活用事業
	3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立	・教員採用選考事業
	4 教職員を支える環境づくりの推進	・教育・福祉複合施設整備事業
	5 県立高校の改革の推進	・魅力ある県立高校づくり支援事業 ・県立高校将来構想推進事業 ・高等学校入学選抜改善事業 ・中高一貫教育推進事業 ・県立高校将来構想管理事業
	6 学習環境の整備充実	・学級編制弾力化事業 ・県立学校施設災害復旧事業 ・県立学校教育設備等災害復旧事業 ・県立学校実習確保事業 ・高等学校等帰宅困難者用備蓄品確保事業 ・東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業 ・被災児童生徒就学支援事業 ・被災生徒に対する教科書等給付事業 ・高等学校等育英奨学金貸付 ・県立高校通学手段緊急確保事業
	7 私学教育の振興	・私立学校授業料等軽減特別補助事業
5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり	1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり 【重点的取組8】	・放課後子ども教室推進事業 ・はやね・はやおき・あさごはん推奨運動
	2 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり 【重点的取組9】	・協働教育推進総合事業
	3 子どもたちの体験活動の推進	・豊かな体験活動推進事業(再掲)
6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】	・みやぎの文化力育成支援事業 ・みやぎ県民大学推進事業 ・図書館市町村連携事業 ・美術館教育普及事業 ・公立社会教育施設災害復旧事業 ・私立博物館等災害復旧費補助事業 ・震災資料収集・公開事業
	2 文化財の保護と活用	・瑞巖寺修理補助事業 ・指定文化財等災害復旧支援事業 ・被災有形文化財等保存事業 ・無形民俗文化財再生支援事業 ・復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業 ・「震災復興に係る特別名勝松島保存管理検討会」事業
	3 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 【重点的取組11】	・広域スポーツセンター事業
	4 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実	・スポーツ選手強化対策事業 ・公立社会体育施設災害復旧事業

(2) 宮城県教育復興懇話会の開催

本県教育の東日本大震災からの速やかな復興に向け、今後の本

県の教育施策の在り方について、学識経験者等の意見を聴取するため宮城県教育復興懇話会を開催し、同懇話会での議論をまとめた「宮城県の教育の復興に向けた提言書」を受理した。

この提言で示された意見等を踏まえ、その趣旨を「宮城県教育復興基本計画第1期アクションプラン(平成24年度改定版)」に反映させた。

懇話会委員名簿(敬称略 五十音順) [平成23年9月8日現在]

氏名	現職	
梶田 叡一	環太平洋大学学長、学校法人聖ウルスラ学院理事長 (前中央教育審議会副会長, 前兵庫教育大学学長)	座長
澤 昭裕	21世紀政策研究所研究主幹	
須能 邦雄	石巻魚市場株式会社代表取締役社長	
武田 政春	白石市教育委員会教育長 (前宮城県市町村教育委員会協議会教育長部会長)	
山田 晴義	特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事	副座長

宮城県教育復興懇話会の経緯

- 平成23年5月25日 宮城県の教育の復興について(自由討議)
- 平成23年6月30日 宮城県の教育の復興に向けた取組等について(論点整理)
- 平成23年7月29日 宮城県の教育の復興に向けた取組等について(意見集約)
- 平成23年8月25日 宮城県の教育の復興に向けた提言について(意見集約)
- 平成23年9月8日 提言書の受理

提言の内容

I 教育の復興に向けた取組について

1 幼児・児童・生徒の心のケア	(1) 教職員によるケアの質の向上 (2) 学校への専門家の配置 (3) 家庭における理解促進 (4) 交流によるケアの促進
2 単なる復旧にとどまらない長期的な視野に立った魅力ある学校づくり	(1) 単なる復旧にとどまらない学校の多機能化 (2) 学校の適正配置と魅力ある学校づくりの推進 (3) 学校の特性を活かした魅力ある学校づくり
3 学校の防災機能・防災拠点機能の強化	(1) 学校の避難所機能の強化 (2) 防災教育の推進 (3) 学校機能の早期の回復に向けた取組 (4) 交流の場としての学校づくりの推進
4 未来を生き抜く力の育成	(1) 「志教育」の推進 (2) 志の土台となる基礎的学力の育成 (3) 子どものチャレンジ精神を引き出す施策の推進 (4) 地域行事等への参加を通じた社会との関わりの推進
5 沿岸地域への重点的な支援	(1) 家庭学習への支援 (2) 就学に係る経済的支援 (3) 就職に対する支援 (4) 他地域に移転した児童生徒のケア (5) 心身に大きなダメージを受けた教職員への支援 (6) 教職員定数の加配 (7) 被災地における教職員の復興支援活動の促進

II 取組の推進に当たって

- 1 地域コミュニティの再生への積極的な関与
- 2 多様な主体との連携・交流
- 3 市町村教育委員会と一体となった取組の推進
- 4 県の組織間における横断的な連携の推進
- 5 私立学校への支援
- 6 特別な配慮を必要とする子どもたちに対する支援
- 7 ボランティア, NPO, 企業との役割分担
- 8 その他の留意点

(3) 「学ぶ土台づくり」推進計画の普及啓発

幼児期を、時代を担う子どもたちが将来の自立のために必要となる社会性、コミュニケーションなど様々な能力や態度の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期としてとらえ、幼児教育の一層の充実を図ることとしている。小学校に入学する時期までに、子どもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指し、幼児教育に関係する様々な主体に期待される役割や取組を総合的な視点で取りまとめた「学ぶ土台づくり」推進計画を平成23年3月に策定した。

平成23年度は、震災により、「親になるための教育推進事業(高校生対象)」を除き、非予算で家庭、地域社会、教育現場、行政の各主体に計画書の配布及び会議や研修会等で説明を行い、計画の周知を行った。

① 「学ぶ土台づくり」推進計画の周知

- ・関係行政機関、市町村教育委員会、市町村、幼稚園、保育所、小学校等へ計画の送付(平成23年9月)
- ・会議等での計画の説明
幼稚園教育課程宮城県研究協議会(平成23年8月3日)
市町村担当者会議(3圏域:平成23年9月7日~14日)
社会教育・協働教育研修会(平成23年9月30日) 外
- ・市町村関連事業の照会、結果の送付(平成23年11月)
- ・県政だより1月号に特集として計画内容を掲載(平成24年1月)

② 「親になるための教育推進事業(高校生対象)」

9校を指定し実施(保育体験学習, 子育てに関する講話等)

③ 「学ぶ土台づくり」推進連絡協議会設立準備会の開催(平成24年1月16日)

(4) 高校教育改革の推進

本県では、高校生の興味・関心の多様化、少子化による生徒減少など、高校教育を取り巻く諸状況の変化に対応するための中長期的な県立高校の在り方を示すこととして、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする「県立高校将来構想」を平成12年3月に策定した。

「県立高校将来構想」では、宮城県の高校づくりの方向性として、「生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある高校づくりの推進」、「生徒数の減少に対応した学級減及び学校再編」、「開かれた学校づくりの推進」及び「男女共学化の推進」の4つについて重点的に取り組んできた。

なお、平成22年3月には、これまでの取組を土台とし、新たな10年間の高校教育改革の方向性及び高校の再編整備の方針を示す「新県立高校将来構想」を策定し、地域社会を支えていく意欲や創造性に富んだ人づくりを目指してさらなる高校教育改革を進めることとしている。

① 平成23年度県立高等学校組織編制計画の実施

平成22年6月公表済の以下の再編統合等について、平成23年4月1日から予定どおり実施した。

学級減	平成22年度		平成23年度	
柴田高等学校	普通科	4学級	普通科	3学級
	体育科	1学級	体育科	1学級
泉高等学校	普通科	7学級	普通科	6学級
	英語科	1学級	英語科	1学級
石巻北高等学校	総合学科	6学級	総合学科	5学級

学科改編	平成22年度		平成23年度	
米谷工業高等学校	機械システム科	1学級	機械システム科	1学級
	電気システム科	1学級	電気システム科	1学級
	情報技術科	1学級	情報技術科	1学級
	自動車科	1学級	自動車科	募集停止
一迫商業高等学校	流通経済科	1学級	流通経済科	1学級
	会計科	1学級	会計科	募集停止
	情報処理科	1学級	情報処理科	1学級

するとともに、今後の改善方策について調査審議することとした。

○県立高等学校将来構想審議会

ア 設置経過と役割

平成20年度に県立高等学校将来構想審議会条例に基づき設置され、教育委員会の諮問に応じ、県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定、当該構想に係る施策の成果及び課題の検証その他当該構想に関する重要事項を調査審議している。

イ 会議開催状況

平成23年度は審議会を2回、同高校教育改革検証部会を5回開催し、「普通教育と専門教育の体制整備について」答申するとともに、「男女共学化」及び「全県一学区化」について調査審議を行った。

- ② 平成24年度県立高等学校組織編制計画の決定・公表
生徒数の減少に対応するため、平成23年度の組織編制計画を以下のとおり決定し、平成23年6月に公表した。

閉校	平成23年度		平成24年度	
女川高等学校	普通科	2学級	普通科	募集停止

(5) 高校教育改革の適正な進行管理

高校教育改革を着実に推進していくためには、「新県立高校将来構想」に基づく各種の取組を進める一方で、これまでに実施してきた高校教育改革の成果・課題を検証し、その結果に基づいて施策の見直しを図るとともに、中長期的な計画の立案に反映していく必要がある。このため、県立高等学校将来構想審議会において、本県の高校教育改革施策について、客観的かつ専門的な立場から成果・課題を明らかに

県立高等学校将来構想審議会委員名簿（敬称略）

[平成24年3月31日現在]

No	委嘱・任命	氏名	現職
1	委嘱	荒井 克弘	(独)大学入試センター入学者選抜研究機構長
2	委嘱	柴山 直	東北大学大学院教育学研究科教授
3	委嘱	羽田 貴史	東北大学高等教育開発推進センター教授
4	委嘱	本 岡 愛実	宮城教育大学教育学部准教授
5	委嘱	高橋 睦麿	塩竈市立第一中学校長
6	任命	倉光 恭三	宮城県黒川高等学校長
7	委嘱	朴澤 泰治	(学)朴沢学園理事長
8	委嘱	齋藤 ひとみ	宮城県PTA連合会常任理事
9	委嘱	伊藤 均	宮城県高等学校PTA連合会顧問
10	委嘱	青沼 一民	仙台市教育委員会教育長
11	委嘱	小澤 仁暉	前利府町教育委員会教育長
12	任命	齋藤 公子	宮城県宮城野高等学校長
13	委嘱	白幡 洋一	(財)みやぎ産業振興機構参与兼プロジェクトマネージャー
14	委嘱	佐々木 加代子	デザインルームJIN主宰
15	委嘱	千葉 基	古川商工会議所副会頭

平成23年度県立高等学校組織編成計画

<生徒数の減少及び平成22年度臨時学級増対応のための学級減>

平成22年度			平成23年度		
柴田高等学校	普通科 4学級 体育科 1学級	男女 160名 男女 40名	柴田高等学校	普通科 3学級 体育科 1学級	男女 120名 男女 40名
泉高等学校	普通科 7学級 英語科 1学級	男女 280名 男女 40名	泉高等学校	普通科 6学級 英語科 1学級	男女 240名 男女 40名
米谷工業高等学校	機械システム科 1学級 電気システム科 1学級 情報技術科 1学級 自動車科 1学級	男女 40名 男女 40名 男女 40名 男女 40名	米谷工業高等学校	機械システム科 1学級 電気システム科 1学級 情報技術科 1学級 自動車科 募集停止	男女 40名 男女 40名 男女 40名 募集停止
一迫商業高等学校	流通経済科 1学級 会計科 1学級 情報処理科 1学級	男女 40名 男女 40名 男女 40名	一迫商業高等学校	流通経済科 1学級 会計科 募集停止 情報処理科 1学級	男女 40名 募集停止 男女 40名
石巻北高等学校	総合学科 6学級	男女 240名	石巻北高等学校	総合学科 5学級	男女 200名

(6) 中高一貫教育の推進

中学校・高等学校の6年間を通じての計画的・継続的な指導により生徒の個性や能力を伸ばし、幅広い年齢集団による活動を通じて社会性、人間性を育成することができるなど、多くの教育的効果が期待できる中高一貫教育の推進を図ったが、東日本大震災の影響により南三陸町における連携型中高一貫教育については、年間を通した実施ができなかった。

① 連携型中高一貫教育

【対象校】宮城県志津川高等学校

南三陸町立志津川中学校、戸倉中学校、歌津中学校

「たしかな学力」、「かがやく個性」及び「ゆたかな社会性」を培い、21世紀を主体的に生きる人間の育成を目指すことを目的として、中高教員による相互乗入授業や中高合同教科等研究会の実施、一部の部活動における連携等、中高連携事業

の展開を図った。

② 併設型中高一貫教育

開校7年目となる古川黎明中学校・高等学校及び2年目となる仙台二華中学校・高等学校で、併設型中高一貫教育を行った。

イ 中高一貫教育用カリキュラムの実践・見直しを行った。
ロ 県立中学校入学者選抜要項を策定し、適性検査問題の検討及び作成を行った。

ハ 平成24年1月に県立中学校入学者選抜を実施した。

【対象校】古川黎明中学校
仙台二華中学校

(7) 「宮城県障害児教育将来構想」の推進

障害のある児童生徒の教育を推進するため、平成17年に策定

した「宮城県障害児教育将来構想」に基づき、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育の展開」を基本理念として教育環境の整備を図った。

① 特別支援教育の推進

宮城県障害児教育将来構想に掲げた障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が地域の小・中学校で共に学ぶ教育を推進するため、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムづくりをモデル的に実施するとともに、特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行うなど、共に学ぶ教育環境の整備の推進を図った。

イ 特別支援教育システム整備事業の推進

(イ) 学習支援室システム整備事業の実施

宮城県障害児教育将来構想の基本理念の実現に向けて、通常の学級に在籍するLD等を含む全ての障害のある児童を、学習支援室に配置した教員を活用し、教室や学習支援室において指導することによって、障害によって生ずる生活上、学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う校内支援システム等の構築を目指す。

(事業実施校：6校、対象児童生徒数：7人、配置教員：7人)

a 学習支援室システム整備事業実施校

塩竈市立玉川中学校、美里町立小牛田中学校、色麻町立色麻中学校、栗原市立若柳中学校、石巻市立湊中学校、仙台市立柳生中学校

b 連絡会議(年2回)

この事業の円滑な実施を図るため、年2回、県教育委員会、事業実施校、事業実施市町教育委員会、関係教育事務所及び協力学校(特別支援学校)による連絡会議を開催し、事業の実施状況の評価及び成果の検証等を行った。

(ロ) 居住地校学習推進事業の実施

県立特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と共に学習活動を行い、その成果と課題を検証するとともに、障害のある児童生徒の社会参加の促進と地域における障害児教育に関する理解の促進を図った。

(受入小・中学校：197校、学習回数 792回(延べ)、特別支援学校参加児童生徒：251人)

a 実施校

視覚支援学校、聴覚支援学校(小牛田校含む)、光明支援学校、石巻支援学校、利府支援学校(富谷校含む)、古川支援学校、気仙沼支援学校、角田支援学校(白石校含む)、名取支援学校、金成支援学校、迫支援学校、山元支援学校、拓桃支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校

b 連絡会(年2回)

この事業の円滑な実施を図るため、居住地校学習推進事業連絡会を設置し、事業の実施状況の評価及び成果の検証等を行った。

② 特別支援教育研修充実事業の推進

共に学ぶ教育及び特別支援教育を推進するため、障害のある児童生徒に対する校内支援の中心となるコーディネーターの養成や障害児担当教員等の資質の向上を図るための教員研修を実施した。

イ コーディネーター養成研修の実施

(イ) 新担当者コース 2日間 受講者 160人
(仙台市を除く幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校：悉皆研修)

(ロ) 経験者コース 1日間 受講者 347人
(仙台市を除く幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、各校1名悉皆)

(ハ) 地域支援コース 3日間 受講者 28人
(教育事務所、特別支援学校より各1名推薦)

ロ 小・中学校管理職研修の実施

(イ) 仙台市を除く小・中学校、高等学校、特別支援学校の新任校長及び新任教頭を対象(悉皆)
1日 受講者 179人

ハ 特別支援教育担当教員等実践研修充実事業
震災のため休止

(8) 県立特別支援学校の組織編成

心身に障害のある児童生徒に対してよりきめの細かい教育を行うため、地域の実情に応じた県立特別支援学校の適正配置の観点から、平成23年度も次の措置を講じた。

○ 県立特別支援学校 高等部の募集定員の変更

障害種別	学校名	平成22年度	平成23年度
視覚障害	視覚支援学校	19	19
聴覚障害	聴覚支援学校	32	32
肢体不自由	船岡支援学校	20	20
病弱	西多賀支援学校	14	14
	山元支援学校	3	3
知的障害	光明支援学校	63	54
	石巻支援学校	27	27
	気仙沼支援学校	27	24
	名取支援学校	49	57
	角田支援学校	27	30
	迫支援学校	27	19
	金成支援学校	16	19
	古川支援学校	38	27
	山元支援学校	16	25
	利府支援学校	59	62
岩沼高等学校	40	48	
小牛田高等学園	16	16	

(山元支援学校は障害種別「病弱」と「知的障害」とが併置)

(9) 中学校等卒業者の進路状況調査

平成23年3月の中学校等卒業者の進路状況を5月1日現在で調査し、資料の分析結果を本県の高等学校及び特別支援学校組織編成計画などに反映させた。

調査結果概要

- 中学校卒業者数 22,003人(前年度対比 794人減)
- 進学者総数 21,747人
- 進学率 98.9%(前年度対比0.1ポイント下降)

(内訳)

- ・全日制高等学校
進学者数 20,381人
進学率 92.6%(前年度対比0.3ポイント上昇)
- ・定時制高等学校
進学者数 577人
進学率 2.6%(前年度対比0.4ポイント下降)
- ・通信制高等学校
進学者数 306人
進学率 1.4%(前年度と同率)
- ・中等教育学校
進学者数 192人
進学率 0.9%(前年度と同率)
- ・高等専門学校
進学者数 263人
進学率 1.2%(前年度対比0.1ポイント上昇)
- ・特別支援学校高等部
進学者数 220人
進学率 1.1%(前年度対比0.1ポイント下降)
- 専修学校・公共職業能力開発施設等
入学者数 17人
入学率 0.1%(前年度と同率)
- 就職者数 22人
就職率 0.1%(前年度と同率)
- 上記以外の者の数 215人
0.9%(前年度と同率)

(10) 政府に対する提案・要望

平成23年度国の施策・予算に関して提案・要望すべき事項について知事が国に対して提案・要望した。

その項目は次のとおりである。(教育委員会関係分)

○ 教職員定数の改善について

ア 新学習指導要領の円滑な実施や教員が一人一人の子どもと向き合う環境づくりなどの施策を確実に実施するための次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定

し、教職員定数の確保を着実に実施すること。また、これらの教職員に係る給与費について、地方自治体に負担を転嫁することなく、義務教育に対する国の責務として必要な財源を確保すること。

イ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（答申）に掲げられているように障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けるための特別支援教室（仮称）を設置できるよう制度化を図るとともに、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を支援するための教員についても必要な教職員定数の措置を行うこと。

2 教育統計

(1) 平成23年度に実施した統計調査

ア 学校基本調査

県内の公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校における学校数、在学者数、教職員数などの基本的事項を5月1日現在で調査した。

イ 社会教育調査

社会教育に関する県及び市町村教育委員会の状況や社会教育等の基本的事項について10月1日現在で調査した。

3 広報広聴

県民及び教職員など教育関係者の理解と協力を得るとともに、教育に対するニーズを行政に反映し、本県の教育・文化の充実、振興を図るため、次のとおり広報活動を実施した。

(1) web版県教育広報の発行

保護者向け教育広報「ぷらねっと」を2回発行し、東日本大震災に関する各種相談窓口等について情報提供をした。

(2) 年次報告「宮城教育年報」の発行

平成22年度における県教委の施策、事業の実績などを収録し、教育機関などに配布した。

(3) パブリシティ活動

県政記者会加盟の各報道機関に対し、県教委の施策などに関する情報を提供し、マスコミを通じて県民に周知するため、記者発表を次のとおり実施した。

○記者発表

「平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る学力検査実施状況の概要」など担当課長等による記者発表を行った。

○資料配付

教育行政に係る資料の配付を随時行った。

(4) インターネットの活用

ホームページを作成し、「教育施策」や「災害情報」、「各種講座、イベント情報」「教育委員会への問い合わせ、相談窓口のご案内」などのタイムリーな情報を広く提供するとともに、常時電子メールにより一般の方々からの意見、質問、提言等を受け付けている。また、各種印刷物についても、PDF化し、ホームページ上でも閲覧できるようにしている。

(5) 基本的生活習慣定着促進事業

知（学力）・徳（心）・体（健康）の調和の取れた子どもたちを育成していくため、平成17年11月1日を「みやぎ教育の日」と制定したのを契機に、以来「はやね・はやおき・あさごはん」を広く呼びかけている。

平成23年度は、学校・家庭・教育関係団体・行政機関及び企業等により組織された「みやぎっ子ルルブル推進会議」の総会を開催し、優良活動団体（14団体）の表彰及び講演を行い、また、ルルブル通信を発行（5回）するなどにより、社会全体での取組の推進を図った。

(6) その他の広報活動

県教委の自主広報活動に加え、広報内容に速報性、同時性、広範囲性が必要と認められるものについては、県広報課所管の広報媒体を活用することにより県民に対する周知徹底に努め

た。

4 国際交流

(1) 宮城県・中国吉林省教育交流事業

本県と中国吉林省の友好県省を一層発展させるため、「日本国宮城県と中国吉林省との第9次交流計画協議書（2004年11月8日締結）」を締結しているが、この協議書に基づき両国県省の教育事情について情報交換することにより、教育の振興を図ることを目的としている。

平成23年度は、東日本大震災の復旧・復興事業を優先するため事業を休止した。

(2) 宮城・デラウェア教育交流事業

本県とアメリカのデラウェア州は、高校生を相互に派遣し、家庭滞在及び学校訪問等を体験させることにより、両国間の友好親善、国際理解教育及び地域レベルの国際交流の推進を図るために、両教育委員会の間で交わす合意書に基づき、本県では3月に代表を派遣し、また、7月頃に受入れを行ってきた。

平成19年からは隔年実施となり、同年7月に受け入れた後、平成20年には派遣・受入れは実施されていない。翌平成21年3月には派遣が実施され、宮城の高校生8人と引率教員2人がデラウェア州において学校訪問等を体験した。

しかし、本県の財政悪化が顕著になり、同年9月に、継続できない旨の親書を送り、合意書の更新がなされなかったため、県としての交流事業は終焉を迎えることとなった。

なお、角田高校においては、デラウェア州ドーバー高校と姉妹校協定を締結していることもあり、以前より交流してきたが、平成23年度においても両校での交流は継続されている。